

介護保険システム等標準化検討会（第1回）

令和3年8月18日 【資料2】

介護保険システム等標準化検討会 （第1回）

意見照会の集約結果について

令和3年8月18日

事務局提出資料

全国意見照会の実施概要

- 6月7日(月)～7月16日(金)の期間で、全国の保険者に対し意見照会を実施した。
- 事業毎の照会期間、意見集約期間は以下のとおりである。

凡例

意見照会期間

意見集約期間

	6月				7月				8月	
	7	14	21	28	5	12	19	26	2	9
介護保険 共通・統計 報告関連	6月7日(月)～7月16日(金)									
資格・認定 関連	6月7日(月)～7月2日(金)									
受給者 関連	6月7日(月)～7月9日(金)									
給付関連	6月7日(月)～7月9日(金)									
保険料 関連	6月7日(月)～7月16日(金)									

・事業を横断的に
確認
・全体に影響する
内容に対応漏れ
がないか確認
等

- 対象事業
- ・介護保険共通・統計報告関連 : 介護保険共通、統計報告等
 - ・資格・認定関連 : 被保険者資格、認定管理
 - ・受給者関連 : 受給者管理
 - ・給付関連 : 給付管理
 - ・保険料関連 : 保険料賦課、保険料収納、滞納管理

全国意見照会の回答状況①(団体数)

- 全国意見照会の結果、269 保険者から意見が提出された。
※7月19日(月)までの回答を集計、「意見なし」と回答した保険者を除く。
- 指定都市、大都市ほど意見を出す傾向があった。

自治体規模	介護保険 共通・ 統計報告 関連	資格・ 認定関連	受給者 関連	給付 関連	保険料 関連	回答(意見あり) 団体数		回答(意見あり) 団体割合	
指定都市 (20)	13	14	12	12	13	15	269	75.0%	17.1%
中核市 (61)	22	27	14	15	21	37		60.7%	
特別区 (23)	9	6	2	2	6	9		39.1%	
市町村 (1,427)	74	117	84	86	100	196		13.7%	
広域連合 (40)	9	9	5	8	5	12		30.0%	
合計 (1,571)	127	173	117	123	145				
割合	9.0%	11.1%	7.7%	7.9%	10.3%				
※参考 回答あり保険者 (意見なし含む)	1,549 (98.6%)	1,564 (99.6%)	1,564 (99.6%)	1,564 (99.6%)	1,549 (98.6%)				

全国意見照会の回答状況②(意見数)

○ 全国意見照会の結果、3,723 件の意見が提出された。

※7月19日(月)までの回答分を集計、「意見なし」と回答した意見を除く

○ 指定都市からの意見が全体の約3割を占めている。1保険者あたり意見数は大都市ほどが多かった。

自治体規模	介護保険共通統計報告関連				資格・認定関連				受給者関連				給付関連				保険料関連				合計
	機能 帳票要件	帳票詳細 要件	その他	合計	機能 帳票要件	帳票詳細 要件	その他	合計	機能 帳票要件	帳票詳細 要件	その他	合計	機能 帳票要件	帳票詳細 要件	その他	合計	機能 帳票要件	帳票詳細 要件	その他	合計	
指定都市	122	14	42	178	119	59	39	217	65	94	14	173	86	104	25	215	146	110	6	262	1,045
中核市	46	11	21	78	114	53	25	192	30	27	4	61	48	60	6	114	98	79	12	189	635
特別区	10	5	19	34	14	20	13	47	3	0	0	3	4	0	1	5	18	15	2	35	124
市町村	199	42	45	286	381	132	49	562	113	116	8	237	158	100	13	271	176	169	96	441	1,797
広域連合	22	0	8	30	27	5	5	37	10	2	5	17	11	6	4	21	10	4	4	18	122
合計	399	72	135	606	655	269	131	1,055	220	240	31	491	307	270	49	626	448	377	120	945	3,723

意見の集約方法②(同意見の名寄せ)

- ①で作成した「意見一覧」に対して、全ての意見にしっかりと目を通し、必要に応じて関係法令を確認の上、同様の意見には集約番号を付番して名寄せした。

(集約番号の付番により名寄せした結果は、「参考資料1_意見一覧」のとおり。)



- 内容が同等・類似の意見を結び付け(関連付け)する。
- 具体的な作業例は以下のとおり。

1. 回答種類=“機能・帳票要件”でフィルタ

2. 一意の通番でフィルタ

3. 同一の通番で挙がっている意見を1件ずつ確認し、意見の内容が同じものは同一の集約番号を設定

○意見一覧_02_ 認定関連

意見番号	回答種類	事業名	帳票名称	通番	意見の種類	実装類型	意見発出理由	根拠法令・通知等の詳細な理由	意見発出者	要件修正前	要件修正後	集約番号
63	機能・帳票要件	2.被保険者資格		8	1.機能要件修正	4.実装必須、オプション混在	4.住民サービス向上等を目的として取り決めた事務であるため	履歴の修正では、誤課業務や受給業務に影響が出る恐れがあり、修正の際には制限をかけるなど対応が必要と考えられるため。	※事業者	被保険者の資格情報(履歴を含む)の修正や、資格回復・資格取消・資格変更等の修正ができること。 ※1 異動更新は基本的に自動での更新とすること。 ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※3 手動での更新の際、住民記録情報との整合性チェックを行い、誤入力等を抑制できること。 ※4 「1介護保険共通」における【指定都市個別】	被保険者の資格情報(履歴を含む)の修正や、資格回復・資格取消・資格変更等の修正ができること。 ※1 異動更新は基本的に自動での更新とすること。 ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※3 手動での更新の際、住民記録情報との整合性チェックを行い、誤入力等を抑制できること。 ※4 「1介護保険共通」における【指定都市個別】	54
64	機能・帳票要件	2.被保険者資格		7	1.機能要件修正	2.実装必須	4.住民サービス向上等を目的として取り決めた事務であるため	被保険者番号1口はチェックディジットを使用しているため、チェックディジットを手計算する必要がある間違ひ可能性が高い。手動採番する番号等を制限するなど自動採番の番号と重複を避ける必要があるため。	※事業者	被保険者番号の付番は原則自動での付番とし、必要に応じて手動での付番もできること。 ※1 自動での付番では使用済みの番号と重複しないように通番で付番すること。 ※2 手動での付番は重複番号を抑制すること	被保険者番号の付番は原則自動での付番とし、必要に応じて手動での付番もできること。 ※1 自動での付番では使用済みの番号と重複しないように通番で付番すること	3
65	機能・帳票要件	2.被保険者資格		9	1.機能要件修正	2.実装必須	4.住民サービス向上等を目的として取り決めた事務であるため	入所施設情報の把握のため。	※事業者	当該市区町村の施設への入退所者情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・施設入所日 ・施設退所日 ・入所施設名 ・施設所在地等	当該市区町村の施設への入退所者情報を登録・修正・削除・照会できること。	55

意見の集約方法③(対応方針の決定)

- ②で付番した集約番号に対して、要件分類化の上、対応方針を取り決めた。



- 関連事業毎に集約一覧表フォーマットを用意し、意見一覧で付番した集約番号単位に、要件分類分けし、対応方針を取り決めた。

○集約一覧_02_資格・認定関連

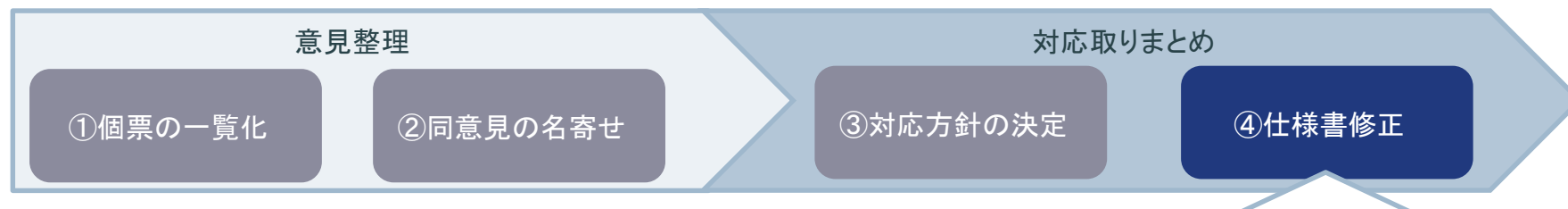
集約番号	分類	対応方針	修正仕様書種類					修正箇所	修正方針・内容・回答
			本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト		
1	2.機能要件	1.標準仕様書案へ反映			○			【機能・帳票要件】 2.5 適用除外施設入所者把握 - 機能D 2.5.1.	適用除外施設入所情報の管理において、退所者(退所予定者含む)に対して資格付与ができることを実装オプションで追記しました。
2	2.機能要件	2.意見へ回答して完了							機能・帳票要件(2.被保険者資格)機能D 2.1.6.1に記載しています。
3	2.機能要件	4.R3.9月以降検討(機能・帳票要件)							他自治体からのご意見も踏まえて検討します。

- 対応方針は以下の考え方で整理した。

対応方針	主な内容
1. 標準仕様書案へ反映	記載不明瞭による補足追記や修正、明らかな考慮漏れによる要件追加等
2. 意見へ回答して完了	別の箇所(介護保険共通等)に記載済、明らかな標準化の範囲外等
3. R3.9月以降検討(データ・連携要件)	管理項目・コード明細の追加、連携項目の追加等
4. R3.9月以降検討(機能・帳票要件)	機能要件の追加・変更、出力帳票の追加、帳票印字項目の追加等
5. R3.9月以降検討(その他)	非機能要件に関すること、RPAの利用等の将来構想的なこと等

意見の集約方法④(仕様書修正)

- ③の対応方針で「標準仕様書案へ反映」とした意見に対して、影響調査や修正内容の検討を行った上、標準仕様書案を修正した。



- 集約一覧の修正仕様書種類、修正方針に従い、該当仕様書を修正した。

分類	対応方針	修正仕様書種類					修正箇所	修正方針・内容・回答
		本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト		
2.機能要件	1.標準仕様書案へ反映			○			【機能・帳票要件】 2.5 適用除外施設入所者把握 - 機能ID 2.5.1.	適用除外施設入所情報の管理において、退所者(退所予定者含む)に対して資格付与ができることを実装オプションで追記しました。
2.機能要件	2.意見へ回答して完了							機能・帳票要件(2.被保険者資格)機能ID 2.1.6.1に記載しています。
2.機能要件	4.R3.9月以降検討(機能・帳票要件)							他自治体からのご意見も踏まえて検討します。

- 「R3.9月以降検討」とした意見については、検討課題一覧と位置づけ、引き続き対応する。

分類	対応方針	修正仕様書種類					修正箇所	修正方針・内容・回答
		本編	業務フロー	機能・帳票要件	帳票詳細要件	帳票レイアウト		
2.機能要件	1.標準仕様書案へ反映			○			【機能・帳票要件】 2.5 適用除外施設入所者把握 - 機能ID 2.5.1.	適用除外施設入所情報の管理において、退所者(退所予定者含む)に対して資格付与ができることを実装オプションで追記しました。
2.機能要件	2.意見へ回答して完了							機能・帳票要件(2.被保険者資格)機能ID 2.1.6.1に記載しています。
2.機能要件	4.R3.9月以降検討(機能・帳票要件)							他自治体からのご意見も踏まえて検討します。

意見集約の結果①(要件分類別)

- 機能要件に関する意見が49.8%、帳票要件が34.3%であり、合わせて84.1%を占めていた。
- 業務フローに関する意見は極少数であった。(システムへの登録方法に関するものが多かった。)
- データ要件、連携要件、非機能要件は合わせて10.6%であった。(今後、内閣官房IT室との調整が見込まれる。)

要件分類	介護保険 共通・ 統計報告 関連	資格・認定 関連	受給者 関連	給付関連	保険料 関連	合計	
1. 業務フロー	3	16	1	1	10	31	0.8%
2. 機能要件	360	583	226	301	382	1,852	49.8%
3. 画面要件	10	4	7	5	8	34	0.9%
4. 帳票要件	134	268	212	227	436	1,277	34.3%
5. データ要件	11	133	29	78	54	305	8.2%
6. 連携要件	26	13	3	4	18	64	1.7%
7. 非機能要件	24	2	1	0	0	27	0.7%
8. 標準化全般	33	23	7	6	10	79	2.1%
9. 質問	4	8	3	2	17	34	0.9%
10. その他	1	5	2	2	10	20	0.6%
合計	606	1,055	491	626	945	3,723	100.0%

意見集約の結果②(対応方針別)

- 令和3年8月標準仕様書に向けて反映する意見は、22.5%であった。
- 標準仕様書案への反映や今後の検討の必要がなく、回答することで完了とした意見は、26.1%であった。
- WTでの検討を要する等、令和3年9月以降の検討とした意見は、51.4%であった。

対応方針	介護保険 共通・ 統計報告 関連	資格・認定 関連	受給者 関連	給付関連	保険料 関連	合計	
1. 標準仕様書案へ反映	104	210	145	153	222	838	22.5%
2. 意見へ回答し完了	158	313	112	138	252	973	26.1%
3. 令和3年9月以降検討	344	532	230	335	471	1,912	51.4%
3.1 データ・連携要件	50	158	32	71	73	384	10.3%
3.2 機能・帳票要件	244	331	149	217	394	1,335	35.9%
3.3 その他	50	43	49	47	4	193	5.2%
合計	606	1,055	491	626	945	3,723	100.0%

意見の傾向

○ 意見発出者別、発出理由別の傾向を整理した。また、帳票に係る意見は、ほぼ一つに集約されるものであった。

1. 意見発出者による傾向

No	発出者	意見数	団体数	傾向
1	原課 ※空白含む	3,120件	266団体	電算部門は他システムとの兼ね合いや共通化すべき要件、非機能要件に該当する意見、ベンダは既存システムの機能や帳票にこだわった意見等があるのではないかと想定していたが、 <u>発出者（原課、電算部門、ベンダ）特有の異なった意見の傾向は見られなかった。</u>
2	電算部門	77件	12団体	
3	ベンダ	526件	42団体	

2. 意見発出理由による傾向

No	理由	意見数	意見の傾向
1	法令上の理由	312件	管理項目の追加、要件や管理項目の類型が大半を占めていた。
2	都道府県条例の理由	3件	意見の内容を確認すると都道府県条例によるものではなかった。
3	市区町村条例の理由	86件	多くが帳票への印字項目追加、帳票の文言変更であった。
4	住民サービス向上の理由	974件	機能追加・修正・削除、管理項目追加・変更、類型変更、印字項目追加・変更・削除、印字編集条件変更等、様々であった。
5	慣例運用の理由	547件	
6	その他の理由 ※空白含む	1,801件	

法令上の理由、特に条例による理由の意見は比較的少なく、多くの意見は法的根拠を理由としたものではなかった。

3. 意見の傾向（帳票要件）

1	標準仕様書案として提示した帳票に対して満遍なく意見があがっており、主に以下の内容であった。 ・システム印字項目の追加・削除 ・固定文言の追加・変更・削除（本文・注意書き・教示文等） ・証（不定形の用紙）に対する宛名（送付先）や問合せ先等の追加とレイアウト変更 ・通知書やお知らせ等を圧着ハガキのレイアウトへの対応 ⇒下期検討において、 <u>帳票レイアウトの変更に関する具体的対応方針を示す必要があると考えている。</u>
---	--

主な意見と対応内容①(介護保険共通・統計報告関連、全事業を横断するもの)

No	意見概要	対応内容
1. 標準仕様書案へ反映		
1	○通知書やお知らせ帳票の問い合わせ先に、FAX番号、メールアドレスを追加してほしい。(電話で問い合わせが出来ない方のため) ○通知書やお知らせ帳票の「お問い合わせ先」を「問合せ先」に変更してほしい。(公用文における漢字使用等について(平成22年内閣訓令第1号)2(1)に「問合せ」と明記されているため。)	考慮不足と判断し、問合せ先のある帳票全てに対して、「FAX番号」と「メールアドレス」を実装オプションで追加した。
2	住民記録情報との連携は、随時連携を実装必須にしてほしい。 転入や住所変更手続のために来庁した市民には、あわせて介護保険の手続を行うこともあり、最新の住民記録情報を即時に確認することは正確かつ迅速なサービス提供に不可欠である。シームレスな情報連携の実現はシステム標準化の目的であると考え、住民記録情報の随時連携も実装必須である。	実装オプションを実装必須にしてほしいとの意見は、他にも多数あったため、実装必須、実装オプション、実装不可の考え方について、標準仕様書に追記した。
2. 意見へ回答し完了		
1	○被保険者の過去の相談記事を参照できるようにすること。記事は自由記述式で十分な文字数、履歴数を確保すること。(実装必須) ○被保険者ごとに職員が入力できるメモ機能を追加してほしい。(実装必須)	機能追加の意見のうち、介護保険共通に記載済であるものが多数あった。 例えば、左記の意見に対しては、「機能・帳票要件(1.介護保険共通)の機能ID 1.3.23.に記載しています。」といった回答をしている。
3. 令和3年9月以降検討		
1	○各通知にある文章(固定の文章)について、制約(1行40文字、5行など)の中でパラメタなどにより初期設定が行えるようにしてほしい。(文言の柔軟さ) ○一括印刷を行う帳票については、メールシーラー、圧着はがきなど多様な用紙に対応できること。 ○郵便番号が指定の番号(123-*、124-01*など)の場合に『郵便区内特別』と印字できること。また、帳票ごとに出力有無を指定できること。	自治体独自で実施している通知内容や郵送の費用削減に印字対応等の意見が多数あった。 対応できるようにするためには、管理項目追加(データ要件)や帳票レイアウトの変更が必要になるため、9月以降の検討としている。

主な意見と対応内容②(資格・認定関連)

No	意見概要	回答内容
1. 標準仕様書案へ反映		
1	適用除外施設入所者が退所予定者として要介護認定申請をするため、住民登録外の宛名番号を登録し、資格取得ができるようにしてほしい。	住登外者の管理や宛名情報の登録に伴う資格異動についてはそれぞれ記載済であったが、適用除外施設入所者の退所予定に伴う管理と資格取得に関する要件を追記した。
2	第2号該当生活保護受給者は介護保険の被保険者ではないため、「要介護認定」という表記は用いない。 ※帳票名称:第2号該当生活保護受給者に係る要介護認定結果について 等	対象者の取り扱いとして、再度整理し、機能・帳票要件、帳票詳細要件、帳票レイアウトで使用している表現の統一等を行った。
2. 意見へ回答し完了		
1	7.2要介護／要支援認定 - 通番24(機能ID 7.2.20.)の要件について、以下のとおりに変更してほしい。 対象者の「介護保険負担割合証」を出力できること。(実装必須) 「介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書」等を出力する際に対象者の「介護保険負担割合証」も同時に出力できること。(実装オプション)	ご意見の内容は同時での出力に制限するものとなるため、現状のままとします。 なお、現在の要件の記載内容でも同時での出力も含め、セットでの出力も可能と考えます。
3. 令和3年9月以降検討		
1	(謝金管理について)訪問調査の依頼情報、もしくは実績情報の登録・修正・削除ができ、管理する依頼実績情報より訪問調査委託料を計算できること。 【理由】依頼情報から委託料の情報を計算するのではなく委託結果の履行確認をもって計算するべき。 (書類督促について)意見書、調査票が返ってきたかどうかの受領確認は、どのようにすることを想定しているか。	左記意見や他自治体からの意見等を踏まえ、再度要件を整理した結果、「謝金(委託料・作成料)、審査員報酬支払」と「書類督促」に関する機能・帳票要件等は認定審査会機能の一部とし標準化範囲外とするかを含め、再検討する。

主な意見と対応内容③(受給者関連)

No	意見概要	回答内容
1. 標準仕様書案へ反映		
1	要介護認定・要支援認定の有効期間が満了を迎える被保険者に対して、「要介護認定・要支援認定の更新のお知らせ」の他に「介護保険 要介護認定・要支援認定／要介護更新認定・要支援更新認定申請書」を出力しているため、申請書の発行を実装オプション項目として追加していただきたい。	事務運用上、「要介護認定・要支援認定の更新のお知らせ」とセットで出力するケースもあるため、実装オプションで機能要件を追加した。
2	介護保険法第69条第1項に則り、「保険料の滞納期間が2年以上経過した被保険者に対する…」とある表現は、「保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間がある被保険者に対する…」とすべき。	ご指摘のとおりのため、修正した。
2. 意見へ回答し完了		
1	○給付制限候補者の情報を一覧で確認できること。 ○一時差止該当者を一覧で確認できること。 ○滞納保険料控除対象者を一覧で確認できること。 ○一時差止されている被保険者のうち、滞納保険料を納付した被保険者を一覧で確認できること。 ○給付減額(停止)対象者を一覧で確認できること。	機能・帳票要件(6.受給者管理)の要件にて、一覧での確認、及びEUC機能として定めている。 (左記の場合、順に機能ID 6.4.19.~6.4.23.の要件に該当する。)
3. 令和3年9月以降検討		
1	○「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」に添付を必須としている「同意書(収入状況について関係職員が調査すること、金融機関等への預貯金調査)」を設けていただきたい。 ○「介護保険負担限度額認定申請書」に銀行照会を行うことに対する同意欄を追加してほしい。	帳票の追加有無、追加する場合はレイアウト及び印字項目も合わせて検討する。 帳票レイアウトの変更が必要になるため、9月以降の検討としている。

主な意見と対応内容④(給付関連)

No	意見概要	回答内容
1. 標準仕様書案へ反映		
1	帳票名称について、「口座振替」とあるが、振替は通常口座から引き落とす事であり誤解を招くため「口座振込」等にされたい。また通知中の文言「口座振替」「振替」についても同様に「口座振込」「振込」等にされたい。	ご指摘のとおり、表記として適切ではないため、機能・帳票要件、帳票詳細要件、帳票レイアウトの記載を訂正した。
2	介護保険法施行規則 第83条の4にて高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は申請書を市町村に提出しなければいけないと定められているため、「介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書」は必要である。	ご意見のとおりであるため、「介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書」の出力機能を実装オプションから実装必須に変更した。
2. 意見へ回答し完了		
1	現行の運用として文書番号を取得しておらず、政令市の場合、各行政区で不統一なものになると考えられるため、必須とすべきではない。	通知書等における文書番号については、機能・帳票要件(1.介護保険共通)機能ID 1.2.3.、1.6.7.に記載しています。
3. 令和3年9月以降検討		
1	○基準省令の解釈通知にて、小規模多機能型居宅介護事業所の届出の標準様式が示されている。 ○介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の届出についても同様。	帳票の追加有無、追加する場合はレイアウト及び印字項目も合わせて検討する。

主な意見と対応内容⑤(保険料関連)

No	意見概要	回答内容
1. 標準仕様書案へ反映		
1	3.8減免・猶予管理 – 通番53「保険料減免を行う際に、特別徴収分については期別保険料を減額せず、還付にて対応することで、対象者の特別徴収を継続させることができる。」は削除すべき。 【理由】 減免については、介護保険法並びに各市町村の条例等で定められているが、原則として賦課額の減額又は免除の賦課更生を行うことが減免に当たるとされる。そのため、減免承認後に本来存在しない賦課を根拠として特別徴収を継続して行うことは違法であり減免の趣旨に反すると考えられる。	法第135条1項で、特別徴収対象者と通知された者に対し特別徴収することが著しく困難である場合は特別徴収しなくてよいとされており、また、法第138条で規定された通知(中止通知)について、その事由が規則第154条に規定されており、「減額された場合」が記されています。 従いまして、ご意見のとおり、「期別保険料を減額せず、還付にて対応する」ことは法令の記載に適合しないため、要件を削除しました。
2. 意見へ回答し完了		
1	3.3仮徴収額変更 – 通番36(機能ID 3.3.5.)については期別保険料額算出方法について記載がありますが、本算定および月割賦課についても、自治体ごとに期別保険料額算出方法が異なることがあるため、期別保険料額算出方法を記載していただきたい。	仮徴収額の平準化時の期別保険料額算出方法については、平成18年2月の全国介護保険担当課長ブロック会議資料にて型1、型2の2通りの運用が示されているため、その内容をもとに記載しています。
3. 令和3年9月以降検討		
1	01.納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書 02.納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書 03.特別徴収開始通知書 上記3帳票に対する用紙サイズ(ハガキ、長形3号等)、レイアウト変更、システム印字項目の加除、類型変更に対するご意見多数。	他自治体の意見を踏まえて検討する。

事業固有設問の集計結果①

○ 受給者関連、及び保険料関連については、事業固有の設問を設け、実態調査を行った。

＜受給者管理に関する事務運用の実例確認＞（検討・課題一覧No.27に関する調査）

介護保険法第63条、第64条、第65条に該当する実例（対処内容等）を確認

- | | | | | |
|--------------------------|--|--------------|-------------|--|
| 1. 回答状況 | 回答あり:536団体 | 回答なし:1,035団体 | (回答率:34.1%) | |
| 2. 実例有無 | 実例あり:8団体 | 実例なし:528団体 | | |
| → 「実例あり」のうち、該当する条文(複数回答) | | | | |
| | 法63条:8団体 | 法64条:0団体 | 法65条:0団体 | |
| 3. 実例の事務運用(対処内容) | | | | |
| (1)被保険者証の印字(記載)内容変更 | 変更あり:0団体 | 変更なし:8団体 | | |
| (2)全給付受給対象外の該当者 | 該当:4団体 | 非該当:4団体 | | |
| → 認定の状況 | 申請中:2団体 | 認定済:1団体 | 未回答:5団体 | |
| → 認定の取扱い(主な回答) | 出所する予定の方が事前に認定申請され、出所後すぐにサービスを受給できるように認定するケース。 | | | |
| (3)一部給付受給対象外の該当者 | 該当:0団体 | 非該当:8団体 | | |
| → 負担割合の取扱い(主な回答) | 事例なし | | | |
| 4. その他対処内容 | | | | |
| ・介護保険料の減免を実施した。(3団体) | | | | |

上記の調査結果を踏まえ、業務フローや機能要件等に反映すべき内容があるか検討する予定です。

事業固有設問の集計結果②

＜保険料賦課に関する事務運用の確認＞（検討・課題一覧No.39に関する調査）

保険料賦課に関する暫定賦課や仮徴収額の平準化等に関する現在の事務運用を確認

1. 回答状況 回答あり:751団体 回答なし:820団体 （回答率:47.8%）

2. 暫定賦課の所得段階（本人が税未申告、もしくは所得情報不明）

(1)「非課税世帯」の場合	第1段階:66.6%	第3段階:10.7%	第5段階:10.7%	他:12.0%
(2)「世帯課税状況不明」の場合	第1段階:64.0%	第3段階:9.3%	第5段階:15.0%	他:11.7%
(3)「課税世帯」の場合	第1段階:64.0%	第3段階:9.3%	第5段階:15.0%	他:11.7%

3. 普通徴収における期別情報

期別回数 （全体平均）年8.4回 年8回:255団体、年6回:136団体、年10回:130団体 の順が多かった。

暫定賦課の実施有無 実施あり:310団体 実施なし:435団体

4. 特別徴収開始月（6月・8月の特別徴収候補者における特別徴収開始月）

①:6月抽出は12月開始、8月抽出は翌年2月開始 :148団体

②:6月抽出・8月抽出ともに翌年4月開始 :548団体

③:①・②以外 : 53団体

→（主な回答）「6月抽出は10月開始、8月抽出4月開始」「6月抽出は8月開始、8月抽出は10月開始」など

5. 仮徴収額の平準化（対象月）

①:6月および8月の徴収額 :350団体

②:8月の徴収額

A 前年度の所得情報を使用する : 48団体

B 当年度の所得情報を使用する :316団体

③:①～②以外 : 35団体

→（主な回答）仮徴収額の平準化を実施していない。

＜期別保険料額算出方法＞

型1:6月から翌年2月までの徴収額が同一となるように設定 :230団体

型2:10月以降の徴収額が平準化されるように設定 : 474団体

→上記以外の算出方法を行っている団体が17団体

上記の調査結果を踏まえ、保険料賦課における機能要件の統一等を検討する予定です。